

# リスクアセスメントの進め方

## リスクアセスメントの目的

リスクアセスメントとは、「危険性・有害性を調査する」こと。

つまり、仕事上での危険性または有害性を特定し、その対策を検討する一連の流れを「リスクアセスメント」といいます。



リスクアセスメントを行って、仕事上の危険性、有害性をできるだけ小さくして、労働災害を防ぐことである。

# リスクアセスメントの流れ

作業上の危険性や有害性を特定  
何が危険・有害なのか？

特定された危険性・有害性ごとのリスクの見積り  
どのくらいの被害を及ぼすのか？

見積に基づくリスク低減のための優先度の設定、リスク低減の対策方法の検討  
何から先に措置するのか？どうやって防止するのか？

この一連の流れが「リスクアセスメント」です。

優先度に応じたリスク低減措置の実施  
具体的な対策を実施する。

★リスクの見積とは、特定された危険性・有害性が及ぼす被害（病気や怪我の症状やひどさ）と、発生の可能性の度合いを組み合わせて見積ることです。

# リスクアセスメントの進め方

リスクアセスメントとは、こんな手法です。

## 1. リスクの特定

職場に潜む危険源・有害性(リスク)と、そのハザードに作業者が触れておきる**労働災害や健康障害に至るプロセスを「危険有害要因」として特定**する。



## 2. リスクの見積り

危険有害要因ごとに、危険性・有害性(リスク)の**大きさを見積る**。



## 3. 対策の必要性和優先度を決定

見積りの結果、その**リスクが許容できるか、できないかを評価**する。さらに**対策の優先度**を決める。



## 4. リスクの除去・低減

許容できない危険有害要因は、**ルールに従ってリスクを除去・低減する対策を検討し、改善**していく。

# リスクアセスメントの実施体制

リスクアセスメントの実施に必要な体制は？

企業のトップ

実施の統括管理・教育

安全・衛生の管理者

実施の管理

作業内容を詳しく知る人(職長など)

作業の洗い出し、危険性・有害性の特定、  
リスクの見積り、リスク庭園措置の検討

建設作業に従事する作業者

建設作業に係る危険性・有害性の調査

**企業のトップ&全スタッフの協力がなければ  
リスクアセスメントは実行できません！**

# リスクアセスメントの実施時期

いつ、リスクアセスメントを実施すべき？

実施時期の例  
(定常時)

- ・建物の構造、移転、改築、解体などの時。
- ・設備を新規導入したり変更などする時。
- ・原材料を新規採用したり変更などする時。
- ・作業方法や手順を新規採用したり変更などする時。

作業の前には調査が必要なので、その期間を見越して計画を立てること。

+

その他  
実施すべき時

- ・労働災害が発生して、過去の調査内容に問題があると思われる時。
- ・定期的な調査

機械設備の経年損傷、スタッフの入れ替わりによる安全衛生の知識経験の変化、新たな安全衛生知識の集積などがあつた時

企業のリスクが変化する前に  
対策に要する時間を踏まえて実施しよう！

# 危険有害要因についての「情報」の入手

リスクアセスメントの前にすべきこと

適確に計画するには「資料」が必要です。

例えば、

- ・作業標準、作業手順書など
- ・機械設備のレイアウトなど、作業場所に関するもの
- ・他社の作業者との連絡調整に関すること
- ・災害事例、災害統計など

いつも行う  
作業に関する情報

+

たまに行う  
作業に関する情報



現場の実態を踏まえて、さまざまな資料など  
「情報」を入手しておきましょう！

## 危険性又は有害性の特定

何が危険・有害なのか、その「もと」を探りましょう。

### 「危険性」のあるモノや行動

- ・機械、器具など
- ・はさまれ、転落などが起こりえるモノ
- ・危なっかしい手順など、作業方法
- ・足元の悪い場所など、作業場所
- ・疲れ、眠気、マンネリなど、作業行動
- ・その他

### 「有害性」のあるモノや行動

- ・原材料など
- ・機械・器具など
- ・騒音、振動など
- ・疲れ、眠気、マンネリ、退屈など、作業行動などから生ずる有害性
- ・その他

作業する人の「疲労・マンネリ・慣れ」などが、危険性・有害性に影響することも忘れずに！

## 危険有害要因の見極め (1/2)

### 【墜落・転落の防止対策】

- 1) 作業床を設けていますか。
- 2) 作業に、手すりは付いていますか。
- 3) 下さんはついていますか。
- 4) 手すりなどをはずした場合の原状復帰を、その都度行っていますか。
- 5) 工具や部材が落ちないようにしていますか。
- 6) 作業床が困難な場合は、安全帯を使用していますか。
- 7) これまでは足場を設置して行っていた作業を経費節減などのため、  
安易に安全帯による作業にしていますか。
- 8) 開口部などには、囲いなどを設けていますか。
- 9) 囲いなどの設置が困難な場合は、防網などを張っていますか。
- 10) これまでは防網などを張って行っていた作業を経費節減などのため、  
防網を張らずに行っていないですか。
- 11) はしごの上部と下部を固定していますか。
- 12) はしごの上り下りは安全帯を使用していますか。

## 危険有害要因の見極め (2/2)

- 13) 脚立には開き止め金具が付いていますか。
- 14) 脚立には十分な広さの踏み面がありますか。
- 15) 脚立の支柱の下端には滑り止めがありますか。
- 16) 不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。

### 【車両系建設機械などによる災害防止対策】

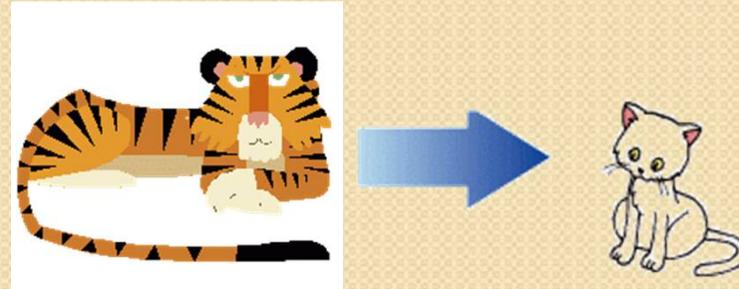
- 1) 周りで作業している作業者に連絡していますか。
- 2) 立入禁止措置はできていますか。
- 3) 不十分な立入禁止で車両系建設機械などの近くで作業していませんか。
- 4) 立入禁止を十分認識せずに、安易に立ち入っていませんか。
- 5) 立入禁止に替えて誘導者を配置し機械を誘導していますか。
- 6) これまで誘導員を配置していたものを、配置せずに実施していませんか。
- 7) 不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。

■ 効果的なリスク低減措置  
(リスク低減措置再確認)

# リスク低減措置の検討 1

## ① 危険な作業の廃止・変更

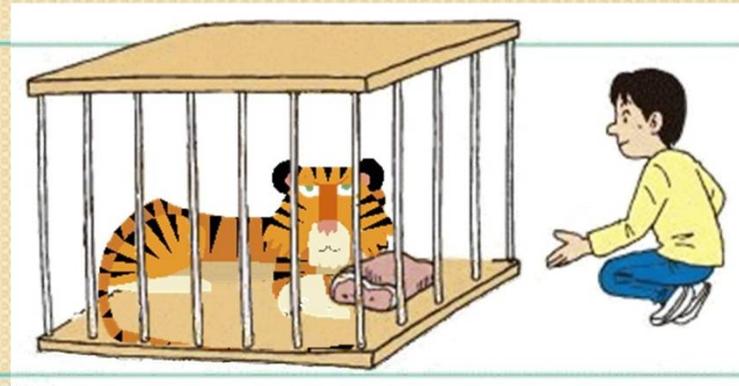
危険な作業の廃止・変更、危険性・有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更 など



トラがネコに替われば危険性はなくなる。

## ② 工学的対策

ガード、インターロック、局所排気装置の設置 など



トラを檻で囲えば多少近づいても危険性はほとんどない。

## リスク低減措置の検討 2

### ③ 管理的対策

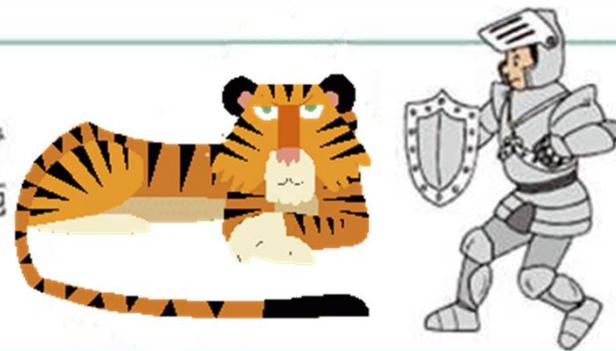
マニュアルの整備、立入り禁止措置、  
ばく露管理、教育訓練 など



トラを鎖でつなげば危険性は一応ないが近づくと危険。

### ④ 個人用保護具の使用

上記①～③の措置を十分に講じることができず  
除去・低減しきれなかったリスクに対して実施  
するものに限られます



危険なので保護具をつける。

# リスク低減措置の検討及び実施

リスク低減措置を行う場合に、次のような手順で実施することが、厚生労働省指針でも定められている。

労働安全衛生法等で定められていることがある場合には必ず実施する。

1. 危険作業をなくしたり、見直したりして、仕事の計画段階からの除去又は低減の措置 (本質的対策)

2. 機械・設備の防護板の設置・作業台の使用等の設備的対策 (工学的対策)

3. 教育訓練・作業管理等の管理的対策 (管理的対策)

4. 保護手袋などの個人用保護具の使用 (個人用保護具使用)

優先度高い

優先度低い

## 残留リスク

「リスク低減措置実施後の検証」



現状の技術上の制約等により、対応が困難  
でリスクが残る＝「**残留リスク**」



作業者に「どんなリスクから身を守るか」等  
のような残留リスクがあるかを周知



「暫定措置」を実施  
保護具着用など

## リスクアセスメント実施状況の記録と見直し

リスク低減対策設定後のリスク再見積り



リスク低減対策の決定と実施



リスク低減対策実施後の検討



実施記録の保存